

平成27年度第3回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成28年3月14日(月)午後2時～4時30分
- 2 開催場所 春日井市総合福祉センター小ホール
- 3 出席者

【会長】

向 文緒(中部大学)

【職務代理者】

田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)

【委員】

市川 潔(春日井市居宅介護支援事業者連絡会)

竹内 達生(春日井市医師会)

和久田 月子(春日井保健所)

山本 順子(春日井公共職業安定所)

河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)

戸田 三保子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)

加藤 鉦明(春日井市社会福祉協議会)

尾崎 智(地域包括支援センター春緑苑)

永草 よね子(民生委員)

綱川 克宜(尾張北部圏域地域アドバイザー)

【子ども部会 部会長】(オブザーバー)

住岡 亜美(障がい者生活支援センターあつとわん)

【相談支援センター代表】

川口 佐代子(障がい者生活支援センターかすがい)

【傍聴】12名

【事務局】

宮澤 勝弘(健康福祉部長)

中山 一徳(障がい福祉課長)

入谷 耕介(障がい福祉課長補佐)

渡辺 克匡(障がい福祉課長補佐)

長坂 匡哲（障がい福祉課主査）

小川 洋平（障がい福祉課主査）

石黒 丞（基幹相談支援センターしゃきょう）

板津 和貴（基幹相談支援センターしゃきょう）

望月 太郎（基幹相談支援センターしゃきょう）

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) 障害者差別解消法の施行に関する取り組みについて
- (4) その他

5 配布資料

- (1) 障がい者生活支援センター集計
- (2) 相談支援事業所 相談に関する報告
- (3) 基幹相談支援センターの報告
- (4) 相談支援事業所連絡会の報告
- (5) 当事者団体連絡会の報告
- (6) すまいの部会の報告
- (7) はたらく部会の報告
- (8) 子ども部会の報告
- (9) 相談支援連携部会の報告
- (10) 運営会議の報告
- (11) 春日井市地域自立支援協議会 年表
- (12) 障がい者差別に関する支援体制
- (13) 障がい者虐待の通報・届出状況について

6 議事内容

議事に先立ち、部長あいさつを行った。また、会議は公開とし議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

- ・相談支援事業所 相談に関する報告

（川口相談員、事務局板津相談員）資料1、資料2に基づき報告

(加藤委員) 資料2、かすがいの報告で「社会資源が整うことが望ましく、例として送迎の際に福祉応援券が使われることを期待しています」ということでしたが、事業所の数はあるが経済的な部分で助かるということなのか、あるいはサービス提供事業所自体が不足しているということなののでしょうか。もう1点、しゃきょうの他市町から来た人の引き継ぎ、連携不足として、他市町では短期入所が14日間支給されたが春日井市では7日しか支給決定がなかったとありました。住む環境が変われば支給量も変わるかもしれませんが、介護保険だと一定の基準があって、要介護度が決まればどこへ行っても使える量は変わりません。障がい福祉サービスの場合、住む自治体が変わればその市町の基準で再度アセスメントをして支給量を決定する、ということを知ったものですから、非常に難しいと思いました。これがもし、7日しか支給決定ができないということになると、先月まで住んでいた所の半分しか使えないということになります。もしそうだとすれば、アセスメントした時に支給量が減る理由を窓口に来た人に説明しないと、なかなか納得されないと思いい心配になります。他市町から引き継いだ支給量を有効期間内は継続できるというようなルールを検討していただければ、難しさが軽減されるのではないのでしょうか。そして期間が過ぎた際に、再度アセスメントをして決定していくということになれば、介護保険と同じイメージになると思います。

(向会長) 1点目の移動支援に関しまして、サービスが不足しているのか経済的な事情なのか、川口委員お願いします。

(川口委員) 経済的に助かる方もいますし、行動障がいのある方に対応できるような事業所が少ないのも確かなので、そのような社会資源が増えていくと良いと思います。福祉応援券の話も出しましたが、経済的に助かるというよりは、タクシー等にも使える券が目に見える形であると、相談者としても使いやすと思います。

(向会長) 2点目の他市町からの相談について、事務局よりお願いします。

(事務局 渡辺補佐) 今回の事例は、他市では様々な事情があつて短期入所が14日の支給決定が出ていました。しかし、セルフプランで詳細な情報が分からなかったこともあつて、情報が春日井市に上手く伝わらないまま基準に基づいた支給決定をしたものの、その後改めて相談があつたため、これから状況を加味して検討していく所です。今回問題になったのは、引き継ぎが上手く出来なかったことだと思います。春日井市においても、支給決定基準によりその方の状況に応じた支給決定をしています。

(河野委員) 支援センターから課題が抽出されて、当協議会の各部会のテーマになってい

くため、課題として出たことをこれからどのようにしていくかの確認をしていただきたいと思います。

春日苑から出ている障がい者が65歳になった時の介護保険へのつなぎの問題は、今後引継ぎ方法等、システム作りが必要になってくると思います。かすがいからは研修に関することが出ていました。各支援センターは、質の高い支援をされていると思いますが、さらに研修をするということですので、それが今後どのように生かされていくのかなと思います。まああるの事業所職員のスキルアップについては、基幹相談支援センターが行っているような研修を引き続き行い、焦点を絞った内容も必要ではないかと思います。また、精神障がいの特性への対応としての制度の流れの図式化については、精神障がい以外でもサービスの利用の仕方が分からない方がおり、説明する際にも分かりやすいと思いますので、検討していただきたいと思います。しゃきょうの春日井市には計画相談を立てる人が少ないという件は、他市町では計画相談を使っていたのに春日井市では計画相談に繋がらなかったということは、制度でやらないといけないことが出来ていない市になっている、とも読めてしまうのではと思いました。他市の状況も参考にしながら、春日井市は今後どうしていけばよいか検討していただきたいと思います。引き継ぎに関しても難しかったようですので、スムーズに引き継げるようになることを期待しています。精神障がいの日中活動に関しては、日中活動部会で以前調べており、それを発信することで、事業所が増えるということがありました。現在は運営会議で行っていますが、調査をするだけで終わらないようにしないと、今までの日中活動部会の時のような成果は出ないのではないかと思います。また、今回は具体的に必要なものが示されているので、事業所にどうやって伝えていくかが大切ではないかと思います。

(向会長) 報告でもありました通り、65歳をこえて介護保険に移行する時や、児童の支援で進級に戸惑っている時など、変化が起こるタイミングでは支援が必要になります。実際には各事業所が経験に基づいて丁寧に支援していると思います。河野委員が言われた事業所の職員や、相談員のスキルアップ研修の必要性があるということが確認できたと思います。

(事務局 渡辺補佐) さきほど話題になった65歳になった際の問題に関して、日本の制度上は介護保険制度が優先されますが、これは国の方でも問題になっております。障がい福祉サービスでは利用負担が無かった方が介護保険サービスになると1割負担が出てくるといこと、今まで使っていた事業所が変わってしまうこと等があります。厚生労働省のホ

ームページに、障害者総合支援法の見直しの案が出ており、この中に障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替わる際の1割負担を軽減しようという見直しや、福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくするような仕組みの見直しがあり、これらが法律の改正案として提出されると思います。これ以外にも様々な改正がなされると思われるので、春日井市としてもこれらを加味して取り組んでいきたいと思っています。

(向会長) 変化に伴って対応していくわけですが、利用者にとって変化が少ないようにしていくということだと思います。他にありますか。

(尾崎委員) 地域包括支援センターで今年度介護保険への切り替えに関する相談件数は一桁位しかありませんでした。本人や支援センターからの相談ではなく、ヘルパー事業所からの案内が主だと思います。重度の方の支援に入っているヘルパー事業所が、知り合いのケアマネジャーを紹介し、ヘルパー自身が支援に入りやすいようにしているというケースがありました。要支援の方でも、ケアマネジャーが決まった段階で地域包括支援センターへ相談に来るといったケースがありました。また、自己負担が発生する件は大きな課題だと思います。介護保険は1割負担で、所得の多い方は2割負担です。全員を2割負担にしてはどうかという話すら出ている位で、現在0円の方が2割負担になる可能性もあります。一番軽度な要支援1の方でも、2割負担になると月1万円位の負担になり、課税世帯であれば要介護度が上がる度にどんどん自己負担が増えることになりますので、地域包括支援センターとしても気にしながら支援をしたいと思っています。

しゃきょうの報告で加藤委員、河野委員が言われたように、転入された方に関して引き継ぎが上手くできていないという件は、介護保険ではあり得ない話で、相当問題ではないかと思います。ケアマネジャーや、事業所の変更ということは当たり前にあることなのですが、サービスの支給内容が変わり、生活も変わるというのはあり得ない話だと思います。春日井市は全国的に見ても群を抜いてセルフプランが多く、成人の8割、児童の9割がセルフプランです。この割合は相当恥ずかしいことではないかと思います。このような現状ですと今回のような引き継ぎの問題が起きても当然ではないでしょうか。計画相談の割合を増やす取り組みについて「検討します」と言われて3年間過ぎていますが、目に見えた成果が出ていないですし、事業所職員でも、計画相談について知らない人もいる位です。セルフプランが絶対にいけないという訳ではないですが、これは早急に見直していただきたいです。協議会としても3年間成果が上がらなかったということになるので、どうすれば増やしていけるかを真剣に取り組まないと、他市町から春日井市への引っ越しを控える

ということにもなりかねません。予算もかかる話にはなりますが、検討するのではなく、どう実施するのかというのを考えていただきたいと思います。

(向会長) 計画相談事業所が少ないということに関して、尾張北部圏域アドバイザーの綱川委員に他市の状況等について紹介いただきたいと思います。

(綱川委員) 障がい児相談はひとまず置いておいて、総合支援法のサービスについては、近隣の市町を見てもある程度は相談員が計画を作成できているというのが現状です。なぜ他の市町は計画を作成できたのか、2つ要件があると思います。1つ目が、例えば通所の施設であれば「自分の法人の利用者について責任を持って計画を作成しましょう」ということで、その事業所に計画相談の事業所を設置していることです。2つ目は、他の市町は委託の相談支援事業所が計画相談を作っているということがあって、結果的に相談員を確保することができ、計画相談が増えています。

しかし、計画の作成率が上がっても、作成された計画が内容を伴っているかどうかはまた別の問題だと思います。他の相談支援事業所の話を聞くと、1人で3桁の計画を立てることもあり、簡略化されている部分もあるように思います。そのため、本人や家族の意向に沿ったものかという面では課題が残ります。また「委託の事業所が計画を立てると基本相談の部分がどうしても疎かになってしまうのではないか」という感想も他の市町から出ていますので、このあたりは慎重に進めていく必要があると思います。

(向会長) 春日井市においては基本相談を疎かにしないということですね。実際に計画相談事業所は、入所施設については計画相談事業を併設している所もありますが、「赤字です」という声を研修会等でも聞きます。抱えている入所者の中にも、本当に支援の必要な人への計画というよりは、計画を立ててほしいという意向があった人に対しての計画であり、意向を示さないが本当はニーズがある方への計画が立てられていないことを聞いています。限られた事業所の中で、どのように優先順位を付けていくかが大切だと思います。今回の他市町からの転入の問題に関しても、実際には少し遅れたものの、情報収集をして困難のないようにサービス量を決めていると伺っています。次回からは確認が遅れないようなシステム作りをすることと、必要な人に計画相談が立てられるよう優先順位を付けていくことも必要だと思います。

・基幹相談支援センターの報告

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 板津相談員) 資料3に基づき報告

◆議題2「連絡会及び部会の報告について」

・相談支援事業所連絡会

(川口相談員) 資料4に基づき報告

・当事者団体連絡会

(戸田委員) 資料5に基づき報告

(加藤委員) 報告にあった福祉のつどいと啓発活動への参加者が分かったらお願いします。

(戸田委員) 福祉のつどいに関して人数は集計していません。DVDはずっと再生していたため、特定の方というよりは休憩がてらDVDや展示物を見られていた方が多かったです。啓発活動「障がい者の自立した暮らしを考えるつどいパートⅢ」への参加者は20名程でした。参加者の中に現在困っているという方は少なかったため、本当に困っている方の参加は難しいの难道うかと感じましたが、グループに分かれて話し合いも行い、様々な方との情報交換ができて有意義だったと思います。次回はもう少したくさんの方と話し合い意見を聞きたいので、来年度どのように開催するか検討していきたいと考えています。

(向会長) 今困っていない方でも先々に困らないようにするため、非常に重要な啓発活動であると感じました。

・すまいの部会

(河野委員) 資料6に基づき報告

(尾崎委員) 民間アパートへの入居でも、身元保証団体では審査ではねられてしまうことが多いと聞いています。URは最近保証人なしでよいケースが多いので、困った際は当たってみるとよいと思います。また高齢者向けに1階や2階で手すり等がついている物件や、エレベーターがある物件もあるので、活用すると良いと思います。

・はたらく部会

(田代委員) 資料7に基づき報告

・子ども部会

(住岡部会長) 資料8に基づき報告

・相談支援連携部会

(綱川委員) 資料9に基づき報告

・運営会議

(事務局 小川主査) 資料10に基づき報告

(向会長) 資料11をご覧ください。こちらは平成19年度に地域自立支援協議会が設置さ

れてから今年度までの実績の年表です。各委員の方々に平成25年度から27年度までの振り返りや来年度の協議会に期待すること等、一言ずついただきたいと思います。

(市川委員) 先程の運営会議の報告ですが、障がい福祉サービスでの家事援助と介護保険での生活援助について考え方が大きく離れていますので、調査、検討していただけると良いと思います。感想としては、定例会の場でこれはできそうだと思うものしか解決していませんが、それは各部会でもできることだと思います。なので、難しいと思われることを解決できるような方策を提言できる場になればさらに良いと思います。

(竹内委員) 障がい者の方々の生活を少しでも良くするためにこの会はあると思います。私達もいつ障がい者になるか分からないし、障がい者だけでなく市民全体に関わることだと思います。話し合う内容は当たり前のことが多く、そんなに難しいことではないにも関わらず、言葉が非常に難しいといつも感じます。専門家の間では当たり前のことでも、障がい者を身近に感じられない方が、ガイドラインや議事録を見ても何が話し合われているのか分からず、とっつきにくい部分があります。中学3年生が読んで分かる言葉づかいでガイドラインや議事録ができれば、それぞれの人が自分達の問題として捉えやすくなるのではないかと思います。

(和久田委員) 様々な成果物が作られました。作って終わりではなくて、実際に利用した方の声なども聞きながら、継続して検討していくことが大切だと思います。また、支援していく中で、障がい者の方々の良い部分を引き出して行けるような社会にしていけないといけないと思います。

(山本委員) 2年前から参加しています。年表からも分かるように歴史があり様々な成果物があることが分かります。これらの成果物が利用者にとって使いやすい物にするために今後も検討を重ね、ますます利用しやすい物になっていくことを願っています。

(河野委員) 6年間参加していますが、当事者の思いはなかなか溶け込んでいかないんだな、という思いを持ちながら活動してきたことを思い出していました。しかし声を上げていくことで日中活動事業所の実態や保護者についての調査ができたり、必要とされていた事業所が出来てきたりということを経験したり感じたりすることができました。私達のような立場ですと、毎日障がいを持った人と一緒にいるわけで、出来ることならば今の状況が一変してほしいと思うことがあります。少しずつは変わっていますが私としては変わってないような気がしているのは贅沢なのかもしれません。先程言いましたように、計画相談はできるだけ多くの方に利用してほしいです。現在は決して嬉しい状況ではないこ

とを私も含めて事務局も他の皆さんも認知していただいて、これからは繋がってほしいと思います。私もこの6年で大分穏やかに話ができるようになったと感じていますが、当事者としてはもっと怒らないといけないと思います。使いたくても使えない人がいることで、計画相談の件は重く受け止めていけないといけないと思います。次年度以降の地域自立支援協議会に期待しています。

(戸田委員) 地域自立支援協議会に関わって事業所や当事者の方など様々な方とお話をする機会がありましたが、要求を伝えるだけでなく、自分達で持ち帰って会員それぞれが自覚しないといけないと思いました。私たちも努力はしてきましたが、周りを見ていると、私が元気なうちは…ということで抱えこんでいるものの、高齢に伴い保護者が亡くなるというケースが出始めています。保護者が亡くなってからの対応では本人が一番困るので、そのような問題を解消するため、当事者団体としては会員に伝えながら今後どうしていくのか、その解決に向けて動くのがこの協議会であると思います。これからも一緒に様々な課題を解決していければよいと思います。

(加藤委員) 私は平成20年にも参加させていただいており、今年度7年ぶりに委員として来ました。随分変わったと思いますし、事業所の方が各部会に入られており、それによって多くの意見が出てくると思います。ひとつひとつの意見が大切で、流してしまうと何も残らないので、議事録等を通じてひとつずつ残していくことが大切だと思っています。地域自立支援協議会では情報を共有、交換することが出来ていますので、今後は何かひとつでも提言ができるような場になればもっと良くなるのではないかと思います。今後もそんな場に携わることができればと思います。また次年度以降の協議会が有効に機能することを願っています。

(尾崎委員) 委員になって2年ですが、それより前に、障がい者生活支援センターとして関わっています。支援センター職員と、地域包括支援センターとしてでは見方も変わってくると思いました。現在の立場上介護保険を意識して臨んでいますが、どうしてもこれまでの経歴が抜けず、つい感情的に話してしまうこともあり、申し訳ないと思っています。市川委員の話と関連して来年度から介護保険は大きく変わります。その説明会が市内各地で行われますが、我々のような立場の者が伝えていく必要があると思いますし、今後も必要に応じて連携して、このような場で協議していければと思います。

(永草委員) 私は地域の民生委員の立場で参加してきました。色々と勉強させていただいたと実感しています。相談は多様化していますが、全体的に相談がしやすくなった部分が

あると思います。民生委員としては、時間はかかるかもしれませんが、話をじっくり聞いてあげる傾聴の部分を重視し、その中から困っていること、何を相談したいのかを探して専門機関につなげることが大切だと思っています。障がいのある方に対しても、いざという時のために、早めから地域で支援できるような体制が作れば良いと思います。

(綱川委員) この3年間で良かった点として、任期中に部会の再編があったのは今回が初めてであったにも関わらず、再編後も順調に協議会と部会の運営ができたことです。一方で、私の反省点でもあります。計画相談については、相談支援連携部会の皆さんに、より納得してもらえるような内容で進めていければ良かったと思います。この件に関しては来年度も継続して取り組んでいきたいと思っています。次の任期は総合支援法と児童福祉法が一部改正になるため、かなり重要な任期になるのではないかと思います。ひとり暮らしの方や就労されている方への新しいサービスが出来る予定ですし、障がい児に関しては新たな行政計画の策定や医療ケアに関する事等の改正がある見込みです。新しい動きを素早くキャッチしてスピーディーに協議会や部会、連絡会で議論していけるとよいのではないかと思います。

(田代委員) 私も立場を変えながらこの協議会にずっと参加させていただいています。資料のガイドラインの最後のページに地域自立支援協議会の説明がありますが、この協議会は、相談支援センターを通じて課題を吸い上げるのが当初の目的であったと思います。他市町村から春日井市へ転入した件も大切な話であったと思います。福祉サービスや地域での関わりがなければ春日井市に引っ越しても適切な支援が受けられず、それゆえに他市町村へ引っ越されてしまう市になってはいけないと思います。このままなら名古屋に引っ越した方が良いと思われてしまったら、これは非常に大きな問題です。計画相談があるかないかだけでなく、春日井市が住みやすいかそうでないかの議論を引き続き協議会の中でしていく必要があると思います。厚生労働省の資料で、法律の改正案が出てきていますが、春日井市で解決できない課題が他の市町村でも挙がっていることが分かります。解決が難しい問題でも、春日井市として挙げていくことが大切です。出来ることは施策と関係なくやっていくという考えで、皆さんの意見をいただかないと協議会の場は有意義なものにならないと思います。主旨がぶれずに協議会を継続することが望ましいと思います。

(向会長) 任期中にすまいの部会で活動させていただきまして、DVDや事例集を作ったりする中で、当事者の方が相談に繋がればなんとかなる、ずっと不安だと思っていたけど相談に繋がれば大丈夫、という声が聞けて良かったと思いました。また、DVDや事例集

等を使って同じような当事者家族の皆さんへの啓発活動を続けていることで、福祉サービスの周知を図ったりして有効に地域で活用されており良かったと思っています。なかなか上手くいかないと思うのが計画相談です。国が理想的な制度を作ってくれたものの、数は増えたが内容が伴わない、一方で内容を重視すると数が増えないということで、実質が伴っていないという実態が、どの市町でもあるのではないかと思います。支援者が追いついていないことで、ガイドラインを作るなどして、よりスピーディーに内容を伴うようにスキルアップしてもらい、それでも対応できない際は意見をまとめて協議会の場で提案をしていくことになると思います。できることをコツコツとやっていくしかないと思った任期でした。委員の皆様は今後も地域で障がいのある方が暮らしやすくなるよう、協議会の取組みにも注目していただきたいと思います。

◆議題3 「障害者差別解消法の施行に関する取り組みについて」

(事務局 入谷補佐) 資料12に基づき報告

◆議題4 「その他」

(事務局 板津相談員) 資料13に基づき報告

意見は特になし。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

平成28年7月14日

会 長 向 文 緒 印

職務代理者 田 代 波 広 印